

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）規約
新旧対照表

現 行	改正案
第 1 条～第 11 条 （略）	第 1 条～第 11 条 （略）
<p>附 則</p> <p>本規約は，平成 29 年 2 年 2 日から施行する。 平成 30 年 2 月 1 日 一部改正</p> <hr/>	<p>附 則</p> <p>本規約は，平成 29 年 2 年 2 日から施行する。 平成 30 年 2 月 1 日 一部改正 <u>令和元年〇月〇日 一部改正</u></p>
別表 1～別表 2 （略）	別表 1～別表 2 （略）
別表 3	別表 3
<p>広島県土木建築局道路河川管理課長 広島県土木建築局河川課長 広島県北部建設事務所次長(技術) 広島県北部建設事務所庄原支所次長(技術) 三次市<u>総務部</u>危機管理課長 庄原市生活福祉部危機管理課長 中国地方整備局三次河川国道事務所副所長 広島地方気象台防災管理官</p> <p>(オブザーバー) 広島県危機管理課 中国地方整備局河川部</p>	<p>広島県土木建築局道路河川管理課長 広島県土木建築局河川課長 広島県北部建設事務所次長(技術) 広島県北部建設事務所庄原支所次長(技術) 三次市<u>危機管理監</u>危機管理課長 庄原市生活福祉部危機管理課長 中国地方整備局三次河川国道事務所副所長 広島地方気象台防災管理官</p> <p>(オブザーバー) 広島県危機管理課 中国地方整備局河川部</p>